

⑥ 厚生労働省

人名	独立行政法人国立健康・栄養研究所(平成13年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:徳留 信寛)
目的	国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究並びに国民の栄養その他国民の食生活に関する調査及び研究等を行うことにより、公衆衛生の向上及び増進を図ることを目的とする。
主要業務	1 国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究を行うこと。2 国民の栄養その他国民の食生活の調査及び研究を行うこと。3 食品について栄養生理学上の試験を行うこと。4 1から3に掲げる業務に付随する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:猿田 享男)
分科会名	調査研究部会(部会長:田村 昌三)
ホームページ	法人: http://www.nih.go.jp/eiken/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/cyosa11.html
中期目標期間	5年間(平成23年4月1日～平成28年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	第2期中期目標期間	H23年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1) 効率的な業務運営体制の確立							
(2) 効率的な研究施設及び研究設備の利用							
(3) 運営体制の改善に関する事項	A	A	B	A	A	B	
(4) 研究・業務組織の最適化に関する事項	B	A	A	A	A	A	
(5) 職員の人事の適正化に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(6) 事務等の効率化・合理化に関する事項	A	B	B	A	B	A	
(7) 評価の充実に関する事項	B	A	B	A	A	A	
(8) 業務運営全体での効率化	A	B	A	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上							
(1) 社会的ニーズの把握							
(2) 行政ニーズ及び社会的ニーズに沿った調査及び研究の実施							
(3) 外部評価の実施及び評価結果の公表							
(4) 成果の積極的な普及及び活用							
(5) 国内外の健康・栄養関係機関等との協力の推進							
(6) 研究に関する事項	S×1 A×6 B×1	S×2 A×5 B×1	S×1 A×6 B×1	S×1 A×5 B×2	A×6 B×2	A×7	
(7) 法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項	A×1 B×3	S×1 A×2 B×1	S×1 A×2 B×1	S×1 A×2 B×1	A×2 B×2	S×1 A×3	
(8) 情報発信の推進に関する事項	A	S	A	A	A	A	
3.財務内容の改善							
(1) 運営費交付金以外の収入の確保							
(2) 予算、収支計画及び資金計画							
(3) 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する事項	A	B	A	B	B	B	
(4) 経費の抑制に関する事項	B	A	A	A	A	A	
4.その他業務運営に関する事項							
(1) 施設及び設備に関する計画							
(2) 職員の人事に関する計画							
(3) セキュリティの確保	A	A	B	B	B	B	

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.22)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 全体として、当該研究所の目的である「国民の健康の保持及び増進に関する調査及び研究並びに国民の栄養その他国民の食生活に関する調査及び研究等を行うことにより、公衆衛生の向上及び増進」に資する活動を着実に進めており、中期目標に基づく年度計画を達成し、適正に業務を実施したと評価する。ただし、以下の点について留意し、今後のさらなる改善と効率化を期待する。
 - ① 国の生活習慣病対策等の施策としてより効果的な反映が見込まれる研究の一つである「日本人の食生活の多様化と健康への影響、及び食生活の改善施策に関する栄養疫学的研究」について、「日本人の食事摂取基準(2010年版)」の積極的な普

及啓発活動が実施されている点は評価できるが、次期改定に向けて超高齢社会における高齢者の各年齢階層別の基準を明らかにする等さらなる科学的根拠の蓄積や、現場での活用状況及び活用上の課題把握についても研究することを期待する。また、これらの研究を推進する上で、特に若手を中心とした研究能力の向上に対する活動は、戦略性をもってより具体的に取り組むことを期待する。

- ② 研究成果の公表については、インパクトファクターの高い原著論文の採択数や学会発表数が年度計画を上回っていることは高く評価できる。一方で、研究所の目的に照らした研究成果の社会的意義を評価することも必要であり、今後の課題として取り組むことを期待する。
- ③ 業務運営の改善及び効率化に関する事項を達成するための措置のうち、運営費交付金については、いずれも数値目標は達成しており、年度計画を上回る実績であると評価できるが、学会参加人数の絞り込みによる旅費削減において研究に影響が生じないように配慮すべきである。
- ④ 財務内容の改善に関する事項を達成するための措置のうち、外部研究資金の確保について、その努力については評価できるが、目標に対して十分とは言えないため、さらなる外部研究資金の獲得を期待する。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究に関する事項(研究水準及び研究成果等に関する事項(健康・栄養に関する施策、ガイドライン等の科学的根拠につながる質の高い研究を行い、研究成果を論文等を通じて社会に発信・還元を行うこと。))	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> ● 査読付き学術雑誌への原著論文の掲載は、英文誌83報、和文誌23報の計106報(2.8報/特別研究員以上の研究員一人当たり)であった。なお、原著論文については、インパクトファクターが2.0以上の学術誌に43報掲載された。なお、優れた研究成果を国際的な場で積極的に発表するために、所内公募により1件の海外渡航旅費の付与を行った。 ● 調査研究の成果に係る著書・総説・解説は114報であった。 ● 国内外の学会における発表は、国際学会(国内での開催を含む)41回、国内学会162回の計203回(5.3回/特別研究員以上の研究員一人当たり)であった。これらのうち、特別講演、シンポジウム等の招待講演は、国際学会10回、国内学会29回であった。また、研究所で実施した調査研究について、マスメディアより43件の問い合わせがあった。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 英文論文を中心に高レベルの学術論文及び学会発表を行っていることは評価できる。
法律に基づく業務、社会的・行政ニーズ、国際協力等に関する事項(健康増進法に基づく業務に関する事項)	2(7)	<ul style="list-style-type: none"> ● 当研究所のホームページ上に平成23年国民健康・栄養調査の適正な実施に資する情報や調査員のトレーニング教材を掲載するなど、国民健康・栄養調査及び各自治体独自に実施する健康・栄養調査等に関して、技術支援を行った。また、地方自治体に勤務する行政栄養士等を対象とする技術研修セミナーを、東京都、愛知県、兵庫県、福岡県で計4回開催し、延べ231名の参加を得た。 ● 消費者庁の特別用途表示の許可等に関わる申請に基づく試験業務を期間内に実施した。また、表示許可のヒアリングに適切に対応した(許可試験,8件;ヒアリング,11回;調査会・部会,9回)。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康増進法に基づく国民健康・栄養調査や特別用途食品の表示許可に係る分析試験等の業務を適切かつ遅滞なく実施し、分析業務の精度管理および精度向上に努めたことは高く評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 研究能力の向上のための措置については、現行の中期目標及び中期計画において具体的な目標が設定されておらず、平成23年度計画において「他の研究機関における研究者との共同研究及び若手研究者の責任ある立場での研究への参画を積極的に促すことにより、研究所の研究能力を向上させ、その応用・発展的な展開を図る。」とされている。しかしながら、貴委員会の評価結果をみると、「若手育成型の科学研究費補助金10件」及び「助成事業における外部資金4件」を獲得した実績について評価しているが、これら補助金等の獲得件数を中期目標等の評価指標として設定してないことから、目標及び評価指標と実績との関連性が不明確となっている。今後の評価に当たっては、過去の実績等を踏まえ、あらかじめ具体的な数値目標を設定させた上でその達成度を明らかにし、厳格に評価すべきである。
- 将来の研究人材の育成については、現行の中期計画及び平成23年度計画において、研究員を広く大学院や関係機関等に年間100名以上派遣し、研究所の持つ情報・技術等を社会に還元することを目標としているが、23年度の業務実績報告書では「71名」を派遣、「53名」を派遣との記述のみとなっており、目標である100名以上の派遣が達成されているかが明らかでない上、このことについて評価結果においても言及されていない。今後の評価に当たっては、業務実績報告書等に数値目標に係る実績を明確かつ分かりやすく記載させた上で、その達成度についても評価すべきである。

法人名	独立行政法人労働安全衛生総合研究所(平成18年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:前田 豊)
目的	事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行うことにより、職場における労働者の安全及び健康の確保に資することを目的とする。
主要業務	1 事業場における災害の予防並びに労働者の健康の保持増進及び職業性疾病の病因、診断、予防その他の職業性疾病に係る事項に関する総合的な調査及び研究を行うこと。2 上記1の業務に附随する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:猿田 享男)
分科会名	調査研究部会(部会長:田村 昌三)
ホームページ	法人: http://www.jniosh.go.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/cyosa11.html
中期目標期間	5年間(平成23年4月1日～平成28年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	第1期中期計画期間	H23年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。(なお、“A:中期目標を上回っている。B:中期目標をおおむね達成している。”) 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1) 機動的かつ効率的な業務運営体制の確立	A×3	A×2 B×1	A×2 B×1	S×1 A×2	A×3	A	
(2) 効率的な研究施設及び研究設備の利用	B	A	A	A	A		
(3) 公正で的確な業務の運営						A×2	
2.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上							
(1) 労働現場のニーズの把握	A	A	A	A	A	A	
(2) 労働現場のニーズに沿った調査及び研究の実施	A×2	A×2	A×1 B×1	A×2	A×2	A	
(3) 学際的な研究の推進	A	A	B	A	A		
(4) 研究項目の重点化	A	A	A	A	A		
(5) 研究評価の実施及び評価結果の公表	A	A	B	A	A	A	
(6) 成果の積極的な普及・活用	S×2 A×2 B×1	S×2 A×3	S×1 A×4	S×2 A×3	S×1 A×4	S×1 A×3 B×1	
(7) 労働災害の原因の調査等の実施	A	A	S	S	S	A	
(8) 国内外の労働安全衛生関係機関等との協力の推進	S×1 A×2	S×1 A×2	A×3	A×3	A×3	A×3	
(9) 公正で的確な業務の運営	A	B	A	A	B		
3.財務内容の改善に関する事項							
(1) 運営費交付金以外の収入の確保	B	A	A	A	A	B	
(2) 経費の節減を見込んだ予算による業務運営の実施	A	A	A	A	A		
(3) 予算、収支計画及び資金計画						A	
4.その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
(1) 人事に関する計画	A	B	A	A	A	A	
(2) 施設・設備に関する計画	A	B	B	B	B	B	

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.22)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 業務運営の更なる効率化に引き続き取り組む一方で、労働現場のニーズ・実態の把握に努め、それを適切に業務に反映し、行政の要請や東日本大震災のような緊急事態にも的確に対応するなど、調査研究及び労働災害の原因調査等を適切に実施し、さらに国内外への成果の発信や普及に努めるとともに、国内外の労働安全衛生機関との連携・共同研究を推進するなど、行政ミッション型研究所として高い水準の実績と成果を上げているものと評価できる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
効率的な業務運営体制の確立(業務運営の効率化に伴う経費削減)	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 調達に関して平成22年4月に策定した随意契約等見直し計画に基づき、公告期間の延伸、仕様内容の見直し及び入札参加要件の緩和等を行い、一般競争入札による調達を徹底することにより透明性・競争性を確保するとともに、経費節減を図ったところである。平成20年度に9件約1億1,600万円であ 	<ul style="list-style-type: none"> 人件費の節減目標に対して大幅に上回る実績を達成しているほか、随意契約の見直し、省エネルギー対策の推進等により経費節減を進めてきており、更なる効率化に努め、実績を上げていると評価できる。

		<p>った随意契約は、平成22年度は5件約3,600万円、平成23年度においては6件約4,000万円となった。一方、競争性のある契約は、平成20年度の78件約7億6,100万円から、平成22年度は81件約6億6,600万円、平成23年度においては76件約6億1,700万円となった。</p> <ul style="list-style-type: none"> • グループウェアにより、スケジュールや施設管理、各種規程等の情報管理の一元的な運用を行うとともに、TV会議システムの一層の活用等により、移動時間、交通費等の削減を行い、業務の効率化を図った。 • 光熱水料を研究棟ごとに月次で把握し、省資源・省エネの徹底を働きかけるとともに、日照時間帯の廊下等の照明の完全消灯、昼休み時間中の消灯等を推進し、光熱水料を対平成22年度比で100万円、率にして1.6%削減した。 <p style="text-align: right;">など</p>	
成果の積極的な普及・活用(インターネット等による研究成果情報の発信)	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> • 「親しまれる研究所ホームページ」をコンセプトとして、内容の充実に努め、研究所が刊行する国際学術誌「Industrial Health」や和文学術誌「労働安全衛生研究」、特別研究報告等の掲載論文や、技術資料等の研究成果の全文を公開するとともに、閲覧者の利便性向上の観点から、必要に応じて日本語及び英語による要約を併せて公開した。 • 和文学術誌「労働安全衛生研究」についても、引き続き、「Industrial Health」と同様、J-STAGE(科学技術情報発信・流通統合システム／(独)科学技術振興機構)で公開した。 • 東日本大震災の復旧・復興工事の労働災害防止に資するため、震災関連情報コーナーを新設し、研究所の研究成果に基づくアスベスト関連情報、呼吸用保護具関連情報等を掲示した。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 国際学術誌「Industrial Health」、和文学術誌「労働安全衛生研究」等の掲載論文を研究所ホームページに掲載し、アクセス件数も目標を大きく上回り、かつ、その伸びも著しいなど、その実績については高く評価できる。国民、さらには労働現場に対するわかりやすい情報提供が引き続き積極的に推進されていくことを期待したい。
労働災害の原因の調査等の実施	2(7)	<ul style="list-style-type: none"> • 平成23年度の労働災害の原因の調査等の実施状況は、厚生労働省からの依頼に基づき開始した災害調査が14件であった。このうち8件は平成24年1月以降の依頼であり、特にシールド工法トンネル災害は社会的に注目を集める重大災害であり、厚生労働大臣からの調査指示となった。 • 平成23年度に災害調査、鑑定等の報告書を送付した労働基準監督署及び都道府県労働局に対するアンケート調査を実施したところ、労働基準監督署等において、災害の再発防止のための指導や送検・公判維持のための資料として活用したとする割合は92%であった。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 厚生労働省からの依頼等に基づく災害調査のほか、刑事訴訟法に基づく鑑定、労災保険給付に係る鑑別・鑑定等を適切に実施し(これらの中には、マスコミに大きく取り上げられた海底トンネルの崩壊水没災害などの重大災害も含まれる。)、その報告は依頼元である労働基準監督署等において92%という高い割合で活用されており、評価できる。 • なお、平成23年度には、調査実施後、一定の期間が経過して公表が可能となった調査事例について、同種災害の防止に資する観点から、研究所のホームページでの公表が実施されており、事例の公表は実例から学ぶ意義として大きいと考えられ、評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 本法人は、平成18年4月に旧独立行政法人産業安全研究所と旧独立行政法人産業医学総合研究所の統合により設立され、統合後のシナジー効果を発揮する観点から、第1期中期目標期間においては、法人統合による研究分野の融合や研究成果について評価・検証が行われており、現行中期目標及び中期計画においても、産業安全分野及び労働衛生分野それぞれの知見を活かした学際的な研究を積極的に実施するとしているしかしながら、学際的な研究に関する実績が明らかにされておらず、評価結果においても言及されていない。今後の評価に当たっては、中期目標に沿って、学際的な研究に関する実績を明らかにさせた上で、法人統合による研究分野の融合や研究成果についての評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人勤労者退職金共済機構(平成15年10月1日設立)＜非特定＞ (理事長:額賀 信)
目的	中小企業退職金共済法の規定による中小企業の従業員に係る退職金共済制度を運営するとともに、勤労者の計画的な財産形成の促進の業務を行うことを目的とする。
主要業務	1 退職金共済契約及び特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業を行うこと。2 勤労者財産形成促進法(昭和46年法律第92号)第9条第1項に規定する業務を行うこと。3 上記1及び2に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:猿田 享男)
分科会名	労働部会(部会長:今村 肇)
ホームページ	法人: http://www.taisyokukin.go.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/roudou11.html
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1) 効率的な業務運営体制の確立	A×2 B×2	A×2 B×2	A	A	A	S	
(2) 中期計画の定期的な進捗管理			B	B	B	B	
(3) 内部統制の強化			B	A	A	A	
(4) 業務運営の効率化に伴う経費節減	A	A	A×2	A×2	A×2	A×2	
2.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上							
(1) 確実な退職金支給のための取組			A×1 B×1	A×1 B×1	A×2	B×2	
(2) サービスの向上	A×3	A×2 B×1	A×1 B×2	A×1 B×2	A×2 B×1	A×3	
(3) 加入促進対策の効果的実施	A	A	A	A	A	A	
(4) 財産形成促進事業						A	
3.財務内容の改善							
(1) 累積欠損金の処理	B	A	C	A	B	A	
(2) 健全な資産運用等	B	B	B	B	B	A	
(3) 財産形成促進事業・雇用促進融資事業						B	
4.その他業務運営に関する事項			B	B	A	A	
(1) 積極的な情報の収集及び活用	B	B					
(2) 建設業退職金共済事業の適正化	A	A					
(3) 中期計画の定期的な進捗管理	B	B					
5.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
6.短期借入金の限度額							
7.職員の人事に関する計画	A	A	B	B	A	A	

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.10)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 全体としては機構の目的である「確実な退職金支給」、「退職金制度への着実な加入」及び「財形持家融資制度の普及」に資するものであり、適正に業務を実施したと評価できるが、以下の点に留意する必要がある。
 - 制度が長期的に安定したものとなり、事業主が安心して加入できるものとなるためには、「確実な退職金支給」の原資となる共済財政の長期的な安定を図っていくことが重要である。特に累積欠損金を計上している中退共事業及び林業退職金共済事業(以下「林退共事業」という。)においては、一定の累積欠損金が解消されたものの、引き続き「累積欠損金解消計画」を踏まえ、今後の市場の推移の中で着実に解消を図ることが求められる。
 - 加入促進については、制度の安定的な運営のため、第2期中期計画の達成に向けて平成24年度もさらに効果的な取組を行うことが求められるが、特に、2年続けて加入者が目標に達しなかった建設業退職金共済事業(以下「建退共事業」という。)及び今年度、加入者が目標に達しなかった林業退職金共済事業(以下「林退共事業」という。)については、業界の状況等も勘案しつつ、確実な加入に向けてより一層の努力が求められる。
 - 中退共事業における退職金未請求、建退共事業における共済手帳の長期未更新及び証紙の未貼付については、意識的な取組がなされたものの、このところ改善していないため、未請求の発生要因や建設業の労働市場の特殊性に配慮しつつ、更なる取組を行い、改善することが求められる。
 - 管理部門のスリム化や、各共済事業それぞれの資産を区分して管理することを前提とした効率的かつ柔軟な資産運用体制の構築など、更なる効率化に努めることが求められる。
 - 財産形成促進制度については、中小企業における融資の利用促進を図るため、移管を機にさらなる取組の工夫がなされることを期待する。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
効率的な業務実施体制の確立	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度から資産運用業務を一元化することを決定し、それに向け規程等の整備や業務実施方法の検討を行った。 清酒製造業退職金共済(以下「清退共」という。)及び林業退職金共済(以下「林退共」という。)の業務運営の一体化に前倒して役職員の削減に取り組み、役員1名、管理職員1名の削減を行った(10月1日)。また、平成24年度から両事業の業務を一体化することを決定し、それに向け規程等の整備や業務実施方法の検討を行った。 独立行政法人雇用・能力開発機構(以下「能開機構」という。)の廃止に伴う財産形成促進(以下「財形」という。)事業の移管(10月)につき、規程等の整備や円滑な業務移管の実現を図るとともに、財形部門を含めた組織の一体的な運営に努めた。また、退職金共済事業と財形事業の広報業務の連携について検討を行った。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度から資産運用業務を一元化することを決定し、それに向け規程等の整備や業務実施方法の検討を行ったほか、平成24年度からの清退共事業及び林退共事業の業務運営の一体化に前倒して役職員の削減に取り組み、役員1名、管理職員1名の削減を行ったこと、財形事業を円滑に移管したこと等目標を超えた取組を行い、大きな成果をあげている点は、高く評価できる。
加入促進対策の効果的実施	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 中退共事業においては、適年制度からの移行が最終年度であることから、期日までの申し込み、移行漏れ等がないよう受託機関と連携して個別企業訪問等を積極的に実施するなどして効果的な加入促進対策に努めた結果、目標を大幅に上回る(達成率は109.1%)加入者の獲得となった。 建退共事業においては、加入目標の達成に向けて効果的な加入促進の取組を実施してきたが、東日本大震災の影響等により達成率90.7%と加入目標を下回った。(参考)中期計画目標20～23年度に対する達成率100.3% 清退共事業においては、加入促進強化月間の実施、関係業界団体等が開催する会議などへの参加及びパンフレットの配布、相談員連絡会議において加入促進等の依頼などの活動をした結果、目標の達成率は105.7%であった。 林退共事業においては、国有林野事業受託事業体、認定事業体並びに緑の雇用実施事業体など優良事業体を重点とした加入勧奨、また、既加入事業主に対する新規雇用労働者の加入勧奨を積極的に実施したものの、国産材価格の低迷など林業界をとりまく厳しい環境により、目標の達成率は98.8%であった。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 中退共事業については、適格退職年金からの移行が最終年度であることから、受託機関と連携して個別企業訪問等を積極的に実施するなどして効果的な加入促進対策に取り組んだこと等により、加入者数の目標達成率が109.1%と加入目標を大きく上回る結果となった。また、機構全体としても加入目標を上回ったことから、加入促進への取組は評価できる。
累積欠損金の処理	3(1)	<ul style="list-style-type: none"> 累積欠損金が生じている中退共事業及び林退共事業においては、機構が平成17年10月に策定した「累積欠損金解消計画」に沿った着実な累積欠損金の解消に努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> 累積欠損金の処理については、中退共事業、林退共事業ともに単年度の解消すべき目安額を達成しており、評価できる。運用自体も概ねベンチマーク並みである。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:小林 利治)
目的	高齢者等を雇用する事業主等に対する給付金の支給、高齢者等の雇用に関する技術的事項についての事業主等に対する相談その他の援助、障害者の職業生活における自立を促進するための施設の設置及び運営、障害者の雇用に伴う経済的負担の調整の実施その他高齢者等及び障害者の雇用を支援するための業務並びに求職者その他の労働者の職業能力の開発及び向上を促進するための施設の設置及び運営の業務等を行うことにより、高齢者等及び障害者並びに求職者その他労働者の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。
主要業務	1 高齢者等の雇用促進のための給付金を支給すること。2 高齢者等の雇用に関する事業主への相談・援助を行うこと。3 高齢期の職業生活設計に必要な助言・指導を行うこと。4 障害者職業センターの設置及び運営を行うこと。5 障害者職業能力開発校の運営を行うこと。6 障害者雇用納付金関係業務(納付金の徴収、助成金等の支給、障害者の技能に関する競技大会、障害者雇用に関する講習・啓発等)を行うこと。7 職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター、職業能力開発総合大学校等の設置及び運営を行うこと。8 求職者支援訓練の認定及び訓練の実施に必要な助言・指導を行うこと。9 雇用促進住宅を譲渡又は廃止する業務及び譲渡等するまでの間の管理運営業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:猿田 享男)
分科会名	労働部会(部会長:今村 肇)
ホームページ	法人: http://www.jeed.or.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/roudou11.html
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1.S、A、B、C、Dの5段階評価。 2.なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3.府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化 (1) 効果的な業務運営体制の確立 (2) 業務運営の効率化に伴う経費節減等 (3) 障害者雇用納付金を財源に行う調査研究、講習及び啓発の事業規模の配慮 (4) 給付金及び助成金業務の効率化	S	A	/	/	/	/	
1.業務運営の効率化 (1) 効果的・効率的な業務運営体制の確立 (2) 業務運営の効率化に伴う経費節減等 (3) 事業の費用対効果 (4) 障害者雇用納付金を財源に行う実践的手法の開発、講習及び啓発の事業規模の配慮 (5) 給付金及び助成金業務の効率化	/	/	A	A	S	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 (1) 関係者のニーズ等の把握 (2) 業務評価の実施及び公表 (3) 高齢者等や障害者の雇用情報等の提供並びに広報の実施 (4) 内部統制の在り方 (5) 高齢者等及び障害者雇用支援業務の連携によるサービスの充実 (6) 高齢者等の雇用機会の確保等に資する事業主又はその事業主の団体に対して給付金を支給すること (7) 高齢者等の雇用に関する技術的事項について、事業主その他の関係者に対して相談その他の援助を行うこと (8) 労働者に対して、その高齢期における職業生活の設計を行うことを容易にするために必要な助言又は指導を行うこと (9) 障害者職業センターの設置運営業務の実施 (10) 障害者職業能力開発校の運営業務の実施 (11) 納付金関係業務等の実施 (12) 障害者の技能に関する競技大会の開催 (13) 職業能力開発促進センター等及び職業能力開発総合大学校の設置及び運営 (14) 求職者支援制度に係る職業訓練の認定業務等	A	A	A	A	A	A	
	A	B	A	A	A	A	
	A×3	A×2 B×1	S×1 A×2	A×2 B×1			
	A	A	A	A	A×3	A	
	A×3	A×3	S×1 A×2	A×3	S×1 A×2	S×1 A×2	
	A	A	A	A	A	A	
	A×3 B×2	A×1 B×4	A×6	A×6	A×6	S×2 A×2	
	S	A	/	/	/	/	
	/	/	/	/	/	S×2 A×3	
	/	/	/	/	/	A	
3.財務内容の改善 (1) 予算、収支計画及び資金計画 (2) 人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
	A	B	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.9)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 当機構の設立目的である「高齢者等及び障害者並びに求職者その他の労働者の職業の安定その他福祉の増進を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与すること」に資するものであり、適切に業務を実施したと評価できる。次年度以降については、次の点に留意して業務を進めることを期待する。
- ① 平成24年度にはいわゆる「団塊の世代」が65歳に到達することから、65歳希望者全員継続雇用の推進、70歳まで働ける企業の普及促進等、政府の高齢者雇用の目標達成に寄与するために、定期刊行誌等を積極的に活用し、啓発効果を更に高める必要がある。また、障害者も高齢化するため、高齢者雇用支援業務との連携、情報共有を一層強化する必要がある。
- ② 精神障害者、発達障害者等他の就労支援機関では対応が困難な障害者の就労支援ニーズに積極的に応えるため、職業リハビリテーションに関する助言・援助等の更なる充実により、医療・教育・福祉等の関係機関とのネットワーク形成を一層強化するとともに、精神障害者、発達障害者等のより円滑な就職・職場定着に向けて、サービスの一層の質的向上について、検討する必要がある。
- ③ 職業訓練の効果的な実施のために、訓練の品質の維持・向上を図るための指針である「機構版教育訓練ガイドライン」に基づき、地域ニーズを踏まえた上で、PDCAサイクルによる訓練コースの見直しに今後も取り組む必要がある。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
高齢者等に係る雇用関係業務に関する事項	2 (7)	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者雇用アドバイザーの相談・援助は、高齢者雇用確保措置の未実施企業、特に実施が遅れている小規模企業における同確保措置の実施・定着が確実なものとなるよう取り組んだ。「31人以上50人以下規模企業」のうち制度の導入や改善効果が見込まれる企業を重点的に個別訪問するべく、労働局と地方業務部門が協議のうえ個別訪問計画を策定し、リストアップした企業に対して、公共職業安定所の担当職員との同行訪問を実施するほか、公共職業安定所が行う集団指導とタイアップして高齢者雇用アドバイザーの相談・助言を実施するなど公共職業安定所との連携を図りながら、計画的な相談・援助を実施した。 平成23年度の相談・援助実績は35,929件(平成22年度実績33,702件)であり、目標達成度は119.8%となった。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 数値目標をすべて達成しており、積極的に取り組みを進めている。特に、高齢者雇用アドバイザーについては、ツールの開発、スーパーバイザーの設置、研修の追跡調査等、積極的な取り組みは評価できる。但し、アドバイザーのスキルやコミュニケーション能力についての向上は望まれるところである。また、啓発活動について、幅広くメッセージが行き届くような仕組みの検討に期待する。
障害者職業センターの設置運營業務の実施	2 (9)	<ul style="list-style-type: none"> 障害者の就労支援ニーズの高まりを踏まえ、公共職業安定所、地域の関係機関との連携を通じて、どの地域においても適切な職業リハビリテーションを均等・公平に受けられるようにした上で、地域センターの専門的支援を必要とする障害者を積極的に受け入れた。受入れに当たっては、産業保健推進センターや精神科医師等が開催する研修会への協力等を通じて、メンタルヘルス分野等における医療機関と積極的に連携し、また、発達障害者支援センターや教育機関、公共職業安定所の若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラム、地域若者サポートステーションにおける連絡会議への参加等を通じて、発達障害者支援に係る関係機関との連携を図った。特に、地域における障害者就業・生活支援センター等の関係機関に対する技術的事項の助言・援助を充実・強化する中で、地域センターに対する理解・認識が高まり、連携関係をより効果的なものとする事により、関係機関利用者で、地域センターの専門的支援を必要とする方の円滑な受入れを促進した。その結果、特に就職等の困難性の高い発達障害者が前年度比で22.9%、精神障害者が前年度比で8.4%それぞれ増加し、全体の実施対象者の総数も30,857人と前年度比で3.3%増加し、初めて3万人を超えた。特に、精神障害者 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての数値目標を達成するとともに、9指標で過去最高の実績となったことは、高く評価する。リワーク支援待機者を多数抱える地域センターでのリワークカウンセラーの配置やリワークアシスタントの増員など、速やかな対応が行われており、就職につながる支援で実績をあげていることも、高く評価できる。今後も更なる業務の質の向上に向け取り組むことにより、ニーズに対応した支援の推進を期待する。

		及び発達障害者等のその他の障害者の 占める比率は、新規の利用者については 58.5%と1.9ポイント高まり、全体の実施対 象者については55.4%と初めて5割を超え た平成22年度実績を3.4ポイント上回った。 など	
--	--	---	--

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 離職者訓練業務の評価結果については、雇用・能力開発機構の廃止前の平成23年度上半期(23年4月～9月)はA評定(中期計画を上回っている)となっているが、この評価結果を受けた本法人の年間の業務実績に対する評価結果ではS評定(中期計画を大幅に上回っている)となっており、主として現行の中期目標で数値目標として掲げている受講者の就職率が、最終的に中期目標期間中最高の84.6%(上半期82.8%)になったことを高く評価している。一方、現行の中期目標及び中期計画において「その割合の向上に努めること」とされている就職者のうちの常用雇用の割合(以下「常用就職率」という。)は69.5%と、過年度の実績に比べ必ずしも高いとはいえない状況にあるが、年度計画において評価の視点とされていないことから、評価結果ではこの状況について直接取り上げていない。このように職業訓練業務(学卒者訓練を含む。)については、現行の中期目標において、就職率を評価の視点の一つとしているが、高度なものづくりに特化した訓練を実施することが本法人のミッションの一つであることを踏まえると、常用就職率を評価の視点に加えて評価することが妥当と考えられる。また、職業訓練の実施機関であるポリテクセンター及びポリテクカレッジの業績をより厳格に評価するために、定員充足率の実態や推移を正確に把握・分析することも有効と考えられる。なお、評価結果では、全国のポリテクセンター及びポリテクカレッジの個別の業務実績については評価の対象としていないが、地域ごとに産業の集積や雇用情勢等が異なることを考慮すると、個別施設ごとの業務実績も勘案して評価を行うことでよりの確な評価につながるものと考えられる。今後の評価に当たっては、常用就職率を評価の視点に加えることを検討させるとともに、定員充足率も含めた全国の各施設における業務実績を明らかにさせた上で、よりの確かつ厳格に評価すべきである。

法人名	独立行政法人福祉医療機構(平成15年10月1日設立)＜非特定＞ (理事長:長野 洋)
目的	社会福祉事業施設及び病院、診療所等の設置等に必要な資金の融通並びにこれらの施設に関する経営指導、社会福祉事業に関する必要な助成、社会福祉施設職員等退職手当共済制度の運営、心身障害者扶養保険事業等を行い、もって福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図ること。また、厚生年金保険制度、国民年金制度及び労働者災害補償保険制度に基づき支給される年金たる給付の受給権を担保として小口の資金の貸付けを行うことを目的とする。
主要業務	1 社会福祉事業施設及び医療関係施設等の設置等に必要な資金を融通する貸付事業。2 社会福祉事業施設の設置者等及び病院等の開設者に対する経営の診断又は指導事業。3 社会福祉振興事業者に対する助成事業。4 社会福祉事業に関する調査研究、知識の普及及び研修事業。5 社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定による退職手当共済事業。6 都道府県等が心身障害者扶養共済制度の加入者に対して負う共済責任を保険する心身障害者扶養保険事業。7 福祉・保健・医療に関する情報提供等を行う福祉保健医療情報サービス事業。8 厚生年金保険法又は国民年金法に基づく年金受給者に対する、その受給権を担保とした小口の資金の貸付事業。9 労働者災害補償保険法に基づく年金受給者に対する、その受給権を担保とした小口の資金の貸付事業。10 その他前記に附帯する事業。11 承継年金住宅融資等債権管理回収業務。12 承継教育資金貸付けあっせん業務。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:猿田 享男)
分科会名	医療・福祉部会(部会長:真野 俊樹)
ホームページ	法人: http://hp.wam.go.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/iryo11.html
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1.法人全体の業務運営の改善							
(1) 効率的な業務運営体制の確立	A	A					
(2) 業務管理の充実	B	A					
(3) 業務運営の効率化に伴う経費削減	A	A					
(4) 利用者に対するサービスの向上							
(5) 業務・システムの最適化の実施							
1.法人全体の業務運営の改善							
(1) 効率的かつ効果的な業務運営体制の整備			A	A	S	S	
(2) 業務管理(リスク管理)の充実			A	A	S	A	
2.業務運営の効率化							
(1) 業務・システムの効率化と情報化の推進			A	A	A	A	
(2) 経費の節減			A	A	A	A	
3事業毎の業務運営の改善に関する事項							
(1) 福祉医療貸付事業	A×2	A×2					
(2) 福祉医療経営指導事業	A×2	A×2					
(3) 長寿・子育て・障害者基金事業	A×2	A×2					
(4) 退職手当共済事業	A	A					
(5) 心身障害者扶養保険事業	A	B					
(6) 福祉保健医療情報サービス事業(WAN NET事業)	A×2	A×2					
(7) 年金担保貸付事業	A×2	A×2					
(8) 労災年金担保貸付事業	A×2	A×2					
(9) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務							
(10) 承継教育資金貸付けあっせん業務	A	A					
3.業務の質の向上に関する事項							
(1) 福祉医療貸付事業			A×2 B×1	S×1 A×1 B×1	S×2 B×1	S×2 B×1	
(2) 福祉医療経営指導事業			A	A	A	A	
(3) 長寿・子育て・障害者基金事業			A×2	A×2			
(4) 社会福祉振興助成事業					A	A	
(5) 退職手当共済事業			S	S	S	S	
(6) 心身障害者扶養保険事業			B	B	B	B	
(7) 福祉保健医療情報サービス事業(WAN NET事業)			B	A	A	A	
(8) 年金担保貸付事業及び労災年金担保貸付事業			A	A	A	A	
(9) 承継年金住宅融資等債権管理回収業務及び承継教育資金貸付けあっせん業務			A	A	A	A	

4.財務内容の改善						
(1) 運営費交付金以外の収入の確保						
(2) 貸付原資についての自己資金調達の拡大	A	A				
(3) 貸付事業におけるリスク管理の徹底						
4.財務内容の改善						
(1) 運営費交付金以外の収入の確保						
(2) 自己資金調達による貸付原資の確保			A	A	A	A
(3) 資産の有効活用						
5.その他業務運営						
(1) 人事に関する事項	A	A	A	A	A	A

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.16)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 全体としては適正に業務を実施したと評価できる。今後も、多岐にわたる業務内容について積極的な周知に努めるとともに、これまでの成果を踏まえつつ、時代の要請に的確に対応した業務展開を期待する。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
福祉貸付事業	3(1)	<ul style="list-style-type: none"> 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、平成22年度に引き続き、国の推進する介護基盤の緊急整備に係る補助対象事業の支援として特別養護老人ホーム等に対し、融資率の引上げ及び貸付利率の引下げなどを講じた優遇融資を実施(550件189,218百万円)し、また、保育所の待機児童の解消を図る観点から、保育所等の整備に対する融資率の引上げを講じた優遇融資を実施(483件、31,262百万円)した結果、平成23年度における審査件数は1,494件となり、平成22年度実績(1,432件)を上回る資金需要に応えるとともに、貸付契約額及び資金交付額にあっては過去最高額を更新するなど、ここ数年増え続けている利用者ニーズに迅速かつ的確に対応することにより、国の目指す福祉、介護サービスを安定的かつ効果的に提供する基盤整備を支援。 平成23年度からお客さまからの要望が多かった特別養護老人ホーム等の償還期間の延長(30年以内)、また、エネルギー効率の高い設備備品等に係る融資条件を優遇するなど時宜に応じた融資を行うとともに、平成22年度に創設した社会福祉法人における保証人免除制度においても、平成22年度に引き続き70%以上利用されているなど、お客さま目線に立った利用しやすい融資環境を整備。 平成23年3月に発生した東日本大震災において被災した社会福祉施設等に対し、国における平成23年度補正予算の成立に伴い、災害復旧貸付の優遇措置を拡充するとともに、機構ホームページにおいて、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付の実施について周知を図り、また、施設の復旧資金や経営資金等のための融資相談などに対する専用回線(フリーダイヤル)による特別相談窓口を設置するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図り、審査・資金交付にあっては最優先で実施することで被災施設等の復旧・復興を支援。 また、被災地において、迅速に都道府県や関係団体と連携を図り、現地相談会(10か所10回 137件)、訪問相談(3件)及び関係団体等と意見交換(12回)を行い、迅速な対応により審査を実施(108件 7,617百万円)。 	<ul style="list-style-type: none"> 国の福祉政策の目標に沿った融資が効率的かつ効果的に行われており、介護基盤の緊急整備、保育所等の整備に対する優遇融資の実施、お客さまからの要望が多かった特別養護老人ホーム、養護老人ホーム及びケアハウスに係る償還期間の延長等の開始、東日本大震災において被災した社会福祉施設等に対しては、国における平成23年度補正予算の成立に伴い、災害復旧貸付の優遇措置を拡充するとともに、被災地において、迅速に都道府県や関係団体と連携を図り、現地相談会、訪問相談及び関係団体等と意見交換を実施するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図り、被災施設等の審査・資金交付を最優先することにより、復旧・復興を支援しており、中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。

医療貸付事業	3(1)	<ul style="list-style-type: none"> 政策融資の果たすべき役割を踏まえ、平成22年度に引き続き、国の推進する耐震化整備事業の支援として、耐震基準を満たすために補強改修工事や建替整備を行う病院への融資について、優遇融資を実施(実績:62件、113,949百万円)するとともに、金融危機の影響による経済情勢の急激な悪化等により一時的に資金不足が生じている医療機関に対し、最優遇金利の適用などを講じた経営安定化資金により緊急融資を実施(実績:53件、4,459百万円)。 東日本大震災等の有事に対して、迅速かつ機動的に災害復旧貸付の融資を実施(審査実績413件、21,271百万円)した結果、平成23年度における審査件数は641件となり、平成22年度実績(393件)を大幅に上回り、貸付契約額及び資金交付額についても前年度を超えるなど増大する利用者ニーズに迅速かつ的確に対応することにより、国の目指す医療サービスを安定的かつ効果的に提供する基盤整備を支援。 平成23年度からお客さまからの要望があった病院及び介護老人保健施設に対する償還期間の延長の優遇措置を講じ、お客さま目線に立った利用しやすい融資環境を整備。 平成23年3月に発生した東日本大震災において被災した医療施設等に対し、国における平成23年度補正予算の成立に伴い、災害復旧貸付の優遇措置を拡充するとともに、機構のホームページにおいて、貸付限度額、融資率及び償還期間の優遇措置を講じた災害復旧貸付の実施について周知を図るとともに、施設の復旧資金や運転資金等のための融資相談などに対する専用回線(フリーダイヤル)による特別相談窓口を設置するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図り、被災地において、迅速に都道府県や関係団体と連携を図り、現地相談会(7か所 9回95件)、訪問相談(2件)及び関係団体等と意見交換(26回)を行い、迅速な対応により審査を実施(412施設 21,266百万円)。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国の医療政策の目標に沿った融資が効率的かつ効果的に行われており、病院の耐震化整備事業の融資、金融危機の影響による経済情勢の急激な悪化等により一時的に資金不足が生じている医療機関に対し、経営安定化資金による緊急融資の実施、お客さまからの要望があった病院及び介護老人保健施設に対する償還期間の延長の優遇措置を講じ、お客さま目線に立った利用しやすい融資環境の整備、東日本大震災において被災した医療施設等に対しては、国における平成23年度補正予算の成立に伴い、災害復旧貸付の優遇措置を拡充するとともに、被災地において、迅速に都道府県や関係団体と連携を図り、現地相談会、訪問相談及び関係団体等と意見交換を実施するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図るとともに、迅速な対応による審査を実施しており、中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。 <p style="text-align: right;">など</p>
退職手当共済事業	3(5)	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県に対する補助金の早期入金働きかけ、実務研修会での積極的な指導、事務処理のピーク時における柔軟な人員配置などに取り組んだ結果、退職手当金の請求書受付から給付までの平均処理期間が35.4日となり、前年度と比較しても更に3.6日の短縮を実現し、結果として中期計画の目標値75.0日を大幅(39.6日短縮)に上回る実績。 電子届出システムについては、利用率では前年度を1.5%上回る82.7%となるとともに、利用者からの意見、要望を踏まえ、システムの改善を行い、更なる操作性の向上に努めるなど、共済契約者の事務負担軽減に大きく寄与。 掛金納付対象職員届の処理においては、電子届出システム利用者におけるエラー発生率を紙媒体提出者に比べて10分の1以下に抑制し、共済契約者及び機構における事務の軽減を実現。 東日本大震災において被災されたお客さまに対しては、掛金の納付期限の延長に関して個別に案内するなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を行い、申請のあった契約者に対して掛金の納付期限の延長を実施するとともに、補正予算により、東日本大震災に伴う退職者の増加に対応。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 利用者サービスの向上を図る観点からの退職手当金支給に係る平均処理期間の更なる短縮(35.4日)、電子届出システムについては、利用者からの意見を踏まえ、システムの改善を行い、更なる操作性の向上に努め共済契約者の事務負担を軽減、届出書類の不備も大幅に減少による機構の事務効率化の実現、また、東日本大震災において被災された共済契約者に対し、専用回線(フリーダイヤル)による特別相談窓口を設置するとともに、被災された地域の法人に連絡をとり、うち要望のあった法人に対し、掛金の納付期限の延長措置を講じるなど、円滑、迅速かつきめ細かな対応を図っており、中期計画を大幅に上回る実績をあげていることが認められ、高く評価する。 <p style="text-align: right;">など</p>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- ・ 該当なし

法人名	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:遠藤 浩)
目的	重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ること。
主要業務	1 重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援を提供するための施設を設置し、及び運営すること。2 知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための効果的な支援の方法に関する調査、研究及び情報の提供を行うこと。3 障害者支援施設において知的障害者の支援の業務に従事する者の養成及び研修を行うこと。4 知的障害者の支援に関し、障害者支援施設の求めに応じて援助及び助言を行うこと。5 上記1から4に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:猿田 享男)
分科会名	医療・福祉部会(部会長:真野 俊樹)
ホームページ	法人: http://www.nozomi.go.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/iryoy11.html
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1) 効率的な業務運営体制の確立	A×2 C×1	A×2 B×1	A×1 B×2	A×3	A×2 B×1	A×3	
(2) 効率的かつ効果的な施設・設備の利用	B	B	B	A	A	A	
(3) 合理化の推進	A	A	B	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1) 自立支援のための取組み	A	A	S×3 A×1	S×1 A×3	S×4	A×4	
(2) 調査・研究	A×1 B×2	B×3	A×1 B×1	A×2	A×2	A×2	
(3) 養成・研修	B	B	A	A	A	A	
(4) 援助・助言	A	B	B	A	A	A	
(5) その他の業務	B	B	B	A	A	A	
(6) サービス提供に対する第三者評価の実施及び評価結果の公表	B	B	B	B	B	B	
(7) 業務の電子化	B	B					
3.財務内容の改善							
(1) 自己収入比率	B	B	B	A	A	A	
(2) 経費節減を見込んだ予算							
4.その他業務運営							
(1) 人員の適正配置	A	A	A	A	A	A	
(2) 人事評価システム							
(3) 施設整備、改修	B	B	B	—	B	A	

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.16)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 全体としてはのぞみの園の設立目的である「重度の知的障害者に対する自立のための先導的かつ総合的な支援の提供、知的障害者の支援に関する調査及び研究等を行うことにより、知的障害者の福祉の向上を図ること」に資するものであり、第2期中期目標期間の4年度目として更なる成果を上げたものと評価する。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
自立支援のための取組み(施設利用者の地域移行のスピードアップ)	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度においては、21人が地域移行のために退所し、23年度の目標値を達成した(独立行政法人となった平成15年10月以降の合計は132人)。 平成23年度においては、25人の保護者から新たに地域移行の同意を得ることができ、目標値を達成した。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 年々、施設利用者の高齢化、機能低下が進み、地域移行が難しくなっている中、平成23年度においても、年度目標(15～20名)を上回る21名の施設利用者のがのぞみの園を退所していることを評価する。 施設利用者の高齢化、機能低下が進み、地域移行の同意を得ることが難しくなっている中で、新たに同意した保護者が25名となり、年度目標の25名程度を達成したことを評価する。
調査・研究(調査・研究のテーマ、実施体)	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> 「重度あるいは行動障害のある知的障害者の在宅支援を支える仕組みに関する調査・ 	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度においては、重度あるいは行動障害のある知的障害者の在宅生活を支える

制等)		<p>研究」と「福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域生活移行に関する調査・研究」に関して、外部委員を含めた研究検討委員会で議論し、障害福祉サービス従事者向けの新しい研修プログラムの開発を行った。その他、知的障害者が入所施設からグループホーム・ケアホームへの移行の実態、高齢知的障害者の認知症判定尺度の作成に関する研究など、合計12の研究を実施した。</p> <p style="text-align: right;">など</p>	<p>仕組み、矯正施設等退所者等の地域生活移行に関する事項など、全国の障害福祉の現場に密接に関係する12の研究テーマを取り上げた。具体的には、重度あるいは行動障害のある知的障害者の在宅生活を支える仕組みに関する調査・研究、福祉の支援を必要とする矯正施設等を退所した障害者の地域生活移行に関する調査・研究など、国の障害福祉施策の推進に資する調査・研究を行った。さらに、支援の現場で直面している課題の解決に資するため、重度・高齢の知的障害者の地域移行のプロセスの確立に関する調査・研究、行動障害等を有するなど著しく支援が困難な者に対する効果的な支援に関する調査・研究を引き続き実施したほか、知的障害者用認知症判別尺度(DSQIID)の信頼性・妥当性の研究などに、外部の有識者との連携を図りながら積極的に取り組んでいることが認められ、調査・研究の成果の質が着実に上がっていることを評価する。</p> <p style="text-align: right;">など</p>
援助・助言	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> • 国立のぞみの園の業務や、援助・助言の内容、利用方法については、ホームページに掲載したほか、ニュースレターに「国立のぞみの園における援助・助言について」の記事を掲載し、当法人の援助・助言に関する役割等を広く紹介し、援助・助言の活用を促した。また、平成22年度に作成したPR用リーフレットをニュースレターに同封したほか、見学者や当法人の研修会及び他の法人の研修会等においても配布を行った。これらの広報に努めた結果、障害者支援施設からの業務運営や、支援方法等に係わる問い合わせや職員の講師派遣要請等があり、そうした援助・助言の要請に対応した。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 援助・助言の利用拡大を図るため、援助・助言の内容、利用方法について、ニュースレター(年4回、各3,500部発行)に掲載(年2回)するとともに、援助・助言のPR用リーフレットをニュースレターに同封して、全国の関係機関、知的障害関係施設等に配布し、また福祉セミナーの参加者等に配布するなど、広報に努めた。その結果、障害者支援施設などからの相談件数は、平成23年度は200件の実績となり、昨年度比25件増加したことを評価する。 • なお、このほか、自治体から受託している相談支援事業について、年間延べ件数が5千件を超え、地域の障害者や発達障害児を抱えている保護者等からの様々な相談に応じている。
3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)			
<ul style="list-style-type: none"> • 該当なし 			

法人名	独立行政法人労働政策研究・研修機構(平成15年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:山口 浩一郎)
目的	内外の労働に関する事情及び労働政策についての総合的な調査及び研究等並びにその成果の普及を行うとともに、その成果を活用して厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員その他の関係者に対する研修を行うことにより、我が国の労働政策の立案及びその効果的かつ効率的な推進に寄与し、もって労働者の福祉の増進と経済の発展に資することを目的とする。
主要業務	1 内外の労働に関する事情及び労働政策についての総合的な調査及び研究を行うこと。2 内外の労働に関する事情及び労働政策についての情報及び資料を収集し、及び整理すること。3 上記調査及び研究業務の促進のため、労働に関する問題についての研究者及び有識者を海外から招へいし、及び海外に派遣すること。4 上記1から3に掲げる業務に係る成果の普及及び政策の提言を行うこと。5 厚生労働省の労働に関する事務を担当する職員その他の関係者に対する研修を行うこと。6 上記1から5に掲げる業務に付随する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:猿田 享男)
分科会名	労働部会(部会長:今村 肇)
ホームページ	法人: http://www.jil.go.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/roudou11.html
中期目標期間	5年間(平成19年4月1日～平成24年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	第2期中期目標期間	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービス その他の業務の質の向上	B	A	A	B	A	A	
(1)労働政策研究	A×4 B×1	A×4 B×1	A×5	S×1 A×4	S×1 A×4	A×4 B×1	
(2)労働事情・労働政策に関する情報の収集・整理	A×2	A×2	A×1 B×1	A×2	A×2	A×2	
(3)研究者・有識者の海外からの招へい・海外派遣	B	B	B	B	B	B	
(4)労働政策研究等の成果の普及・政策提言	A×2	A×2	A×2	A×2	S×2	A×2	
(5)労働関係事務担当職員その他の関係者に対する研修	A	A	A	A	A	A	
(6)その他の事業	A	A	B	A	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画							
4.短期借入金限度額							
5.剰余金の使途	B	B	A	A	A	A	
6.その他業務運営に関する重要事項							
7.人事に関する計画	B	A	A	A	A	A	
8.施設・設備に関する計画	B	B	B	B	B	B	

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.10)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 中期目標・中期計画に沿った取組が行われ、中期計画に掲げられた目標値の達成、利用者からの高い有益度及び満足度が確保されていることから、引き続き適正な業務運営が行われていると評価できる。
今後も、機構に課せられた使命を高いレベルで効率的に達成していくため、それぞれの業務のバランスを考慮しながら重点化を進め、業務間の連携を密にして業務運営を行っていくことが望ましい。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
労働政策研究	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> • 研究テーマについては、調査研究に関する懇談会、総合評価諮問会議等を通して把握した労使のニーズや意見を十分に踏まえ、研究部門内はもとより部門横断的な議論によって機構としての問題意識や考え方を整理し、機構役員等と厚生労働省政策統括官等との意見交換の場であるハイレベル会合等を通じて考え方を突き合わせ、非正規雇用や新成長戦略の内容等を視野に入れた研究を含む重要性の高いテーマを選定した。また、東日本大震災に関しては、厚生労働省との連携の下、震災の雇用・労働面への影響・動向の調査に取り組み、23年5月発行の『ビジネス・レーパー・トレンド』誌上で成果を報告するなど、迅速に対応した。 	<ul style="list-style-type: none"> • 研究テーマの策定に当たっては、厚労省との密接な連携の下、機構の問題意識や労使のニーズを踏まえて決定する体制を構築している。 • また、政策の企画・立案に必要な緊急の調査ニーズを時機を逸することなく把握する体制を構築している。 • この結果、様々な府省庁の白書、審議会・研究会等、専門図書において、引用された調査研究成果は「580件」となった。とりわけ、審議会・研究会等での引用が過去最高だった昨年度を大きく上回り、政府の重要な政策課題に関する会議等においても引用されるなど、政策の企画立案、政策論議の活性化に質・量の両面で寄与しており、中期計

		<ul style="list-style-type: none"> 調査研究成果は各般の政策の企画・立案に活用されている。行政の白書、審議会・研究会の報告書、専門図書等への引用件数は580件となった。中でも審議会・研究会等での引用は、過去最高(153件)であった前年度をさらに上回る185件となるなど、政策の企画立案への貢献度合いが高まっており、労働政策審議会、社会保障審議会等厚生労働省の審議会等だけでなく、官邸で開催される新成長戦略実現会議、社会保障改革に関する集中検討会議といった政府の重要な政策課題に関する会議や、中央教育審議会(文部科学省)、産業構造審議会(経済産業省)等の他省庁の審議会等においても機構の調査研究成果が数多く活用されている。 	<p>画を大幅に上回っていると評価できる。</p> <p>など</p>
労働政策研究等の成果の普及・政策提言	2(4)	<ul style="list-style-type: none"> 機構の研究やリサーチ活動等に基づいた労働政策課題の発見に努め、それが「何故」起こっているのかを的確に解説したニュースレター『ビジネス・レーバー・トレンド』を毎月1回発行した。また、調査研究等の成果や収集した内外の労働関係情報を迅速に提供するメールマガジン「メールマガジン労働情報」を週2回発行した。 年度末における読者数は30,041人(前年度:28,858人)で、前年度実績より1,183人増加するとともに、年度計画の目標数値(24,500人以上)を5,541人と大幅に上回った。 ホームページやデータベースは、調査研究、情報収集・整理等の成果を提供する媒体の柱と位置づけ、前年度に引き続き掲載情報やページ内容の更新、拡充に努めた。またホームページの運用に当たっては、著作権、免責事項、個人情報の取り扱い(利用目的、管理等)などについてのサイトポリシーを定めて適切に実施している。 利用者の利便性について、トップページ掲載内容の変更や、アクセシビリティ向上に向けたウェブサイト診断を実施するなどコンテンツの充実に努めた。その結果、ホームページのページビュー数は28,661,075件となり、前年度実績(16,247,244件)を大幅に上回った(1,241万件増)。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ニュースレター・メールマガジン・研究専門雑誌をそれぞれ中期計画どおり発行し、ニュースレター・メールマガジンの読者を対象としたアンケートにおいて、「有益であったと答えた者の割合」はいずれも「90%以上」となり、中期計画(各80%以上)を上回った。メールマガジンの読者数についても「30,041人」に上り、中期計画(24,500人)を大幅に上回った。 加えて、コンテンツの充実、アクセシビリティの向上などホームページの改善を行った結果、ページビュー数が「2,866万件」と前年度(1,625万件)を大幅に上回るなど、中期計画を大幅に上回っていると評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

<ul style="list-style-type: none"> 該当なし
--

法人名	独立行政法人雇用・能力開発機構(平成16年3月1日設立)〈非特定〉 (理事長:丸山 誠)
目的	労働者の有する能力の有効な発揮及び職業生活の充実を図るため、雇用管理の改善に対する援助、公共職業能力開発施設の設置及び運営等の業務を行うとともに、勤労者の計画的な財産形成の促進の業務を行うことにより、良好な雇用の機会の創出その他の雇用開発、職業能力の開発及び向上並びに勤労者の生活の安定を図り、もって労働者の雇用の安定その他福祉の増進と経済の発展に寄与することを目的とする。
主要業務	1 公共職業訓練を実施する公共職業能力開発施設の設置・運営。2 企業の雇用管理改善に関する相談・講習・研修、助成金の支給。3 勤労者の計画的な財産形成促進のための勤労者財産形成融資。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:猿田 享男)
分科会名	労働部会(部会長:今村 肇)
ホームページ	法人:— 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/roudou11.html
中期目標期間	5年間(平成19年4月1日～平成23年9月30日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	第2期中期目標	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務の改善に関する事項							
(1) 雇用開発業務について	A×1 B×1	A×2	A×1 B×1	A×2	A×2	A×1 B×1	
(2) 職業能力開発業務について	A×4 B×5	S×1 A×6 B×2	A×6 B×3	S×1 A×6 B×2	S×1 A×9 B×2	A×10 B×2	
(3) 勤労者財産形成促進業務について	B	B	B	A	B	B	
(4) 助成金の支給、融資等の業務	A	B	A	A	A×2 B×1	A×3	
(5) 上記に個別に掲げる業務以外の業務							
2.組織・業務実施体制等の改善に関する事項							
(1) 組織人員体制について	B	B	A	A	A	B	
(2) 業務評価の実施による業務内容の充実について	B	B	A	A	A	B	
(3) 経費削減等について	A	A	A	S	S	A	
(4) 情報提供について							
3.財務内容の改善に関する事項							
(1) 予算、収支計画及び資金計画	B	A	A	A	A×1 B×1	A×2	
(2) 短期借入金の限度額、剰余金の使途							
4.その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
(1) 人員に関する事項	A	A	B	B	A	B	
(2) 施設・設備に関する事項							
(3) 積立金の処分に関する事項							

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.9)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- 平成23年度は、「独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律」(平成23年法律第26号)において平成23年9月30日に終わることとされた第2期中期目標期間の最終年度として、中期目標・中期計画の着実な達成に向け、業務を効率的かつ効果的に実施し、利用者へのサービスの向上を一層進めていくことが求められたところであり、次のとおり、全般として適切に業務を実施したと評価できる。
- 業務運営の効率的・効果的实施については、業務の廃止等に伴う組織の見直しや、常勤職員の大幅な削減等の組織のスリム化を図るとともに、各種職員研修の実施により職員の専門性を高め、業務執行能力の向上に努めるなど、着実な取組を進めた。
- 雇用開発業務については、相談業務において、利用者から目標を上回る評価を得るとともに、助成金の支給等業務において、手続きの簡素化等により利用者の利便性の向上に努めた。また、アンケート等を活用した業務の改善や、不正受給防止体制の強化に係る取組を着実に進めた。
- 職業能力開発業務については、離職者訓練において、厳しい雇用情勢の中、目標値を上回る就職率を達成したことに加え、在職者訓練においても、目標値を上回る実績を上げている。特に、高度技能者養成のための職業訓練においては、目標値を上回る高い就職率を維持した。
また、事業主の求めに応じた職業訓練指導員の派遣や施設設備の貸与、幅広い能力を有する職業訓練指導員の養成、訓練コースの開発・普及等の取組も着実に進めた。
- 勤労者財産形成促進業務については、説明会や事業所訪問等を通じて制度の周知・説明に努めた。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
職業能力開発業務について(高度技能者の養成のための職業訓練について)	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 訓練生に対して、きめ細かな就職支援を実施し、キャリア形成論や企業へのインターンシップなどをカリキュラムに取り入れるとともに、個別の就職支援の強化を図った。また、過去の求人进行分析し、採用実績のある企業に重点化し訪問するなど、効果的な求人開拓に努めた。その結果、平成24年4月末現在の就職率は、前年度を上回る98.1%となった。 産学連携の一環として、共同研究を49件、受託研究を3件実施した。また、地域の企業誘致や企業支援等について、人材育成や技術支援の面から協力するとともに、地域における「ものづくり」の啓発を行うため「ものづくり体験教室」を139回(参加人数11,394人)開催するなど、地域社会等との連携を強化した。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 訓練生に対して、効果的な訓練を実施するとともに、きめ細かな就職支援を実施し、一般の大学や短大を上回る98.1%の就職率を達成したほか、質の高い中小企業等との共同研究等を通じた産学連携やものづくり体験教室の開催等により、能開大の資源を地域社会へ積極的に解放しており、中期計画を大幅に上回っていると言える。
組織・業務実施体制等の改善に関する事項(経費削減等について)	2(3)	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費及び業務経費(運営費交付金を充当するものに限る。)については、平成22年度までに、中期計画の削減目標(平成18年度予算と比べて17.8%削減)を大きく上回る平成18年度比32.3%の削減を達成したほか、平成23年度上半期においても、前年同期比で4.0%減少するなど、着実に経費削減が進んでいる。 人件費については、平成22年度までに、中期計画の目標(平成18年度以降の5年間で平成17年度比5%以上削減)を大きく上回る平成17年度比26.7%の削減を達成したほか、平成23年度上半期においても、前年同期比で12.4%減少するなど、着実に経費削減が進んでいる。 平成23年度上半期における競争性のない随意契約の件数は、前年同期の522件から409件に減少するなど競争性のある入札への移行が着実に進んでいる。 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 一般管理費及び業務経費、人件費について、目標を大きく上回る削減を行うとともに、競争性のある入札への移行といった契約の見直しについても積極的に取り組んでおり、中期計画を大幅に上回っていると言える。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 該当なし

法人名	独立行政法人労働者健康福祉機構(平成16年4月1日設立)＜非特定＞ (理事長:名川 弘一)
目的	療養施設、健康診断施設及び労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営等を行うことにより労働者の業務上の負傷又は疾病に関する療養の向上及び労働者の健康の保持増進に関する措置の適切かつ有効な実施を図るとともに、未払賃金の立替払事業等を行い、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。
主要業務	1 療養施設の設置及び運営を行うこと。2 健康診断施設の設置及び運営を行うこと。3 労働者の健康に関する業務を行う者に対して研修、情報の提供、相談その他の援助を行うための施設の設置及び運営を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:猿田 享男)
分科会名	労働部会(部会長:今村 肇)
ホームページ	法人: http://www.rofuku.go.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/roudou11.html
中期目標期間	5年間(平成21年4月1日～平成26年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	第1期中期目標期間	H21年度	H22年度	H23年度	備考
<総合評価>	—	—	—	—	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
<項目別評価>							
1.業務運営の効率化							
(1) 機構の組織・運営体制の見直し	A	A	A				
(2) 一般管理費、事業費等の効率化							
(3) 労災病院の再編による効率化							
(4) 休養施設及び労災保険会館の運営業務の廃止	A	-	A				
(5) 労災病院の在り方の総合的検討				A	A	A	
(6) 保有資産の見直し							
2.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上							
(1) 業績評価の実施、事業実績の公表等	A	A	A				
(2) 療養施設の運営業務	S×2 A×4	S×1 A×4 B×1	A×6				
(3) 健康診断施設の運営業務	A	A	A				
(4) 産業保険関係者に対して研修又は相談、情報の提供、その他の援助を行うための施設の運営業務	A×2	A×2	A×2				
(5) 小規模事業場産業保健活動支援促進助成金及び自発的健康診断受診支援助成金の支給業務	B	B	B				
(6) 未払賃金の立替払業務(の着実な実施)	A	B	A	A	A	S	
(7) リハビリテーション施設の運営業務	A	A	A				
(8) 納骨堂の運営業務	A	B	B	B	A	A	
(9) 労災疾病等に係る研究開発の推進等				S	S	S	
(10) 勤労者医療の中核的役割の推進				A×4	S×1 A×3	S×2 A×2	
(11) 重度被災労働者の職業・社会復帰の促進				B×2	A×2	A×2	
(12) 産業保健活動の積極的な支援と充実したサービスの提供促進				A×1 B×1	S×1 B×1	S×1 B×1	
3.予算、収支計画及び資金計画	B	B	B	B	A	A	
4.短期借入金の限度額							
5.重要な財産の譲渡等	B	B	B	B	B	B	
6.剰余金の使途							
7.その他業務運営に関する事項							
(1) 人事に関する計画							
(2) 施設・設備に関する計画	A	B	B	B	A	A	

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.30)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)

- ・ 労災病院事業において、急性期に対応した高度・専門的医療の提供、地域医療支援の一層の推進、労災疾病研究では、アスペクト関連疾患・粉じん等による呼吸器疾患分野において国内の労災指定医療機関等に対する成果の普及に加え、アジア諸国への普及の取組などが認められ、また、産業保健推進センター事業では、産業医等に対する専門的な研修・相談等の積極的な取組を行ったほか、未払賃金立替払事業では支払処理日数及び累積回収率について過去最高の実績を達成しており、さらに、東日本大震災への対応では、被災地へ全国の労災病院から、医療チームを派遣するなど、多様な各事業を担い

つつ、その取組には積極的な姿勢が認められる。
 今後においては、労災疾病等に関する診断・治療法の一層の普及活動、実用化に向けた取組を行うとともに、メンタルヘルス不調者の職場復帰の支援など社会的なニーズに対応した活動など、医師等の職場環境にも配慮しつつ、更に積極的な取組が進められることを期待する。

- また、業務運営の効率化、収支改善等に向けた取組については、理事長のリーダーシップの下、医療機器の共同購入の実施、給与カーブのフラット化、後発医薬品の採用拡大等により事業費等の削減を行う一方、新たな施設基準取得、医師確保等により収入を確保するなど、組織が丸となって、効率的に取り組み、着実に成果をあげており、今後とも、これらの取組を確実に推し進め、効率的な業務運営を期待する。
- なお、これらの取組については、機構の設立目的に沿って適正に業務運営を行ったものであり、これらの事業実績は、平成23年度計画を着実に達成したものと評価できる。今後においても更なる積極的な取組を期待するとともに、「独立行政法人の制度及び組織の見直し基本方針」(平成24年1月20日閣議決定)を踏まえた新法人制度への移行に向けた着実な取組と、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)を踏まえた適正な業務運営について願う。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
勤労者医療の中核的役割の推進(勤労者医療の地域支援の推進)	2 (10)	<ul style="list-style-type: none"> 「地域医療支援病院」について、平成23年度は3施設(合計22施設)が新たに承認された。 全国病院取得率4.6%(395/8,602施設) (H24年2月末現在) ※労災病院取得率68.8%(22/32施設) 地域連携パスの導入など労災指定医療機関等との連携に取り組んだ結果、平成23年度において60.9%の紹介率、49.4%の逆紹介率を確保した。 CT、MRI、ガンマカメラ、血管撮影装置等の利用案内に関する情報をホームページ・診療案内等により積極的に広報し、延べ33,809件の受託検査を実施した。 労災指定医療機関を対象とする満足度調査を実施、利用者から診療や産業医活動を実施する上で有用であった旨の評価について、中期目標75%を上回る79.2%の評価を得た。 労災指定医療機関の休診日や診療時間に配慮しつつ症例検討会や講習会を開催し、医師等24,418人(年度計画2万人に対し、4,418人の増)に対しモデル医療の普及を行った。 また、東京電力福島第一原子力発電所における労働者の健康管理等のために継続的に労災病院の医師を派遣した。 被災地への継続的な医療チーム派遣(98医療チーム 延べ328人を派遣) 東京電力福島第一原子力発電所への医師派遣(免震重要棟:延46人 J'ビルヂ:延51人) など 	<ul style="list-style-type: none"> 勤労者医療の地域支援の推進については、地域医療連携室において、各地域の労災指定医療機関の医師等に対してニーズ調査を行い、この調査結果を踏まえて、時間外受付、休日受付、FAX・メール・連携システム等による紹介患者の受付など業務改善に取り組み、患者紹介率、逆紹介率、症例検討会・講習会参加人数、受託検査件数等の目標数値を全て達成するとともに、平成23年度、新たに3施設が地域医療支援病院の承認を取得し、合計22施設となったことは高く評価できる。今後は、労災病院独自の特色ある地域医療への貢献のあり方についても検討を期待する。 また、被災地へ全国の労災病院から、医療チームを派遣するなど、平成22年度に引き続き、東日本大震災への対応が図られたことは高く評価できる。
産業保健活動の積極的な支援と充実したサービスの提供促進	2 (12)	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年12月閣議決定の「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」により、産業保健サービスを維持しつつ、段階的な集約化を図ることが求められた。医師会等関係団体及び利用者から強い反対の声があったが、関係団体には集約化後のビジョンについて説明し、理解と協力をお願いし、利用者に対しては郵便、メールマガジン及びホームページ等様々な媒体を通じて集約化後も産業保健サービスを維持することを訴えながら、平成22年度末に6か所、平成23年度末に10ヶ所の推進センターの集約化を図った。 東日本大震災への対応については、47都道府県の推進センター等のネットワークを最大限活かし、相談対応について取り組んだ結果、実績は次のとおりとなった。 震災関連のメンタルヘルス相談2,403件(うち、フリーダイヤルによる相談2,023件) 震災関連の健康等相談375件(うち、フリーダイヤルによる相談186件)被災地及び避難先での出張相談会66回(岩手県、宮城県、福島県) 東日本大震災及び東電福島第一原発事故に 	<ul style="list-style-type: none"> 産業保健推進センターでは、「独立行政法人の事務・事業の見直し基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づき、産業保健推進センターを段階的に集約化することとされており、平成23年度より6カ所の産業保健推進センターを集約した。集約化に当たっては、本部や近隣の産業保健推進センターによる支援等により、産業医等の産業保健関係者等に対して行う実践的・専門的な研修・相談の充実、産業保健関係情報の提供・普及の取組に対して、その研修回数、相談件数、ホームページアクセス件数について、前年度と同レベル以上のサービスの質と量を確保しており、高く評価できる。引き続き、更なるサービスの質と量の向上を期待する。 また、東日本大震災への対応として、被災地及び避難先でメンタルヘルス等健康相談に関する相談会を実施した他、産業保健スタッフのみならず、被災労働者及びその家族等被災者等からの相談窓口を設置し、専門家がメンタルヘルス

		<p>起因して、関心の高まった災害時の心のケア及び放射線に関する研修等を95回開催し、6,788人が受講した。</p> <p>など</p>	<p>相談及び健康相談に対応するなど、社会的なニーズに込えているものと高く評価できる。</p>
<p>労災疾病等に係る研究開発の推進等(労災疾病にかかる研究・開発)</p>	<p>2(9)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 日中共同研究では、上海で働く中国人及び日本人の勤労者において、高い「仕事の要求度」は肥満のリスク、低い「社会的支援」は糖尿病のリスクとなる可能性が示唆された。また、東日本大震災で津波被害を受けた宮城県亘理町において、町職員の血圧が、震災後に116mmHgから125mmHgと急激に上昇していることが判明した。疲労や抑うつを訴える回答も多く、職員の過労死予防のための健康管理の徹底の必要性が明らかとなった。 今後も患者の増加が予測される「アスベスト関連疾患(中皮腫等)」については、岡山労災病院を中心とした共同研究により、悪性胸膜中皮腫の新たな治療法に繋がる研究成果があった。また、「アスベスト関連疾患分野」「粉じん等による呼吸器疾患分野」は、日本国内のみならず、アジア諸国からも研究成果を高く評価され、講演や研修等の依頼が増加しており、日本職業・災害医学会等での発表のほか、平成23年度においても、モンゴル、台湾、中国等の医師に対して早期診断法・予防法の講習会等を実施するなど、積極的にその普及活動に取り組んでいる。 勤労者の罹患率の高い疾病の一つである糖尿病について、「就労と糖尿病治療の両立」をテーマに勤労者医療フォーラムを開催し、医師や看護師のほか、企業の産業保健スタッフ、一般市民等多くの方を対象として、就労と糖尿病治療の両立の現状についてのシンポジウムを行い、約250名の参加者からは高い関心と評価が得られた。 不眠スコア(IS:Insomnia Score)が高く、睡眠に問題のある勤労者は、抑うつ感が強く、脳血流も低下していることが判明した。また、MENTAL-ROSAIにストレス対処(コーピング)に関する気づきと実施意欲の促進効果の検討を加えたMENTAL-ROSAIⅡを開発した。 昨年度開発した職業性皮膚疾患NAVIを、スマートフォンでも閲覧できるように改良して利便性を向上させた。さらに、職業性皮膚疾患関連論文リストの日本語翻訳に取り組む等コンテンツを充実させたことにより、症例登録数は128件、月平均のアクセス数は785件と平成22年度から大幅に増加した。 研究成果の普及については、国内外の関連学会等で中期目標の「分野ごとに国外2件以上、国内10件以上」を大きく上回り、国外58件、国内208件、合計266件の発表を実施。 データベース(ホームページ)へのアクセス件数については、英語版の掲載や最新情報への更新に努めた結果、平成23年度計画である26万件の1.6倍となる約42万件となった。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 労災病院グループでは、産業活動に伴い、依然として多くの労働災害が発生している疾病や、産業構造等の変化により、勤労者の新たな健康問題として社会問題化している疾病について、産業保健関係者とのネットワークを活用しながら、蓄積された多数の労災疾病等に係る臨床データや、疾病と職業の関連性に係る情報などを基礎として、労災病院のミッションに基づいた特色ある労災疾病等13分野において医学研究・開発や、その成果の普及を進めている。その中でも、アスベスト関連疾患・粉じん等による呼吸器疾患に関する診断、治療法等においては、モンゴル、中国等のアジア諸国からも注目されており、特にモンゴルにおいては、平成22年度に引き続き、保健省で「じん肺とアスベスト関連疾患の診断のための実践ワークショップ」を開催するなど、国内はもとより国外においても研究成果の普及活動に積極的に力を注いでいることは高く評価できる。 また、疾病の治療と職業の両立支援の研究や、勤労者のメンタルヘルスの研究は、労災病院のミッションに沿った具体的な取組として評価できる。 なお、労災疾病13分野のデータベース(ホームページ)アクセス件数をめざましく伸ばしており、また、研究成果の一部は現場で実用化されている等、全体として高く評価できる。今後は、事業主や勤労者にもわかりやすく提供するなど、研究成果の普及について更なる取組を期待する。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 産業保健推進センターについては、中期目標期間の最終年度において、平成20年度実績に比べて運営費交付金(退職手当を除く。)のおおむね3割削減を図ることとされている。しかしながら、産業保健推進センターに係る運営費交付金の削減については、進捗状況が明らかになっておらず、貴委員会における評価結果も不明である。今後の評価に当たっては、中期目標期間終了時までの各年度における運営費交付金の削減額について、業務実績報告書等で進捗状況を明らかにさせた上で、評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人国立病院機構(平成16年4月1日設立)＜特定＞ (理事長:矢崎 義雄)
目的	医療の提供、医療に関する調査及び研究並びに技術者の研修等の業務を行うことにより、国民の健康に重大な影響のある疾病に関する医療その他の医療であって、国の医療政策として機構が担うべきものの向上を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。
主要業務	1 医療を提供すること。2 医療に関する調査及び研究を行うこと。3 医療に関する技術者の研修を行うこと。4 1～3に附帯する業務を行うこと。
委員会名	厚生労働省独立行政法人評価委員会(委員長:猿田 享男)
分科会名	国立病院部会(会長:猿田 享男)
ホームページ	法人: http://www.hosp.go.jp/ 評価結果: http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/dokuritu/dokuritsu-iin/kokuritsu11.html
中期目標期間	5年間(平成21年4月1日～平成26年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	第1期中期目標期間	H21年度	H22年度	H23年度	備考
＜総合評価＞	—	—	—	—	—	—	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 府省評価委員会は総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「—」を記入している。
＜項目別評価＞							
1.国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上							
(1) 診療事業	S×1 A×2	S×1 A×2	S×1 A×2	S×1 A×3	S×2 A×2	S×2 A×2	
(2) 臨床研究事業	S	S	S	S	S	S	
(3) 教育研修事業	A	A	A	S	S	S	
(4) 災害等における活動	A	A	A				
(5) 総合的事項				A	A	A	
2.業務運営の効率化							
(1) 効率的な業務運営体制の確立	A	A	A	A	A	A	
(2) 業務運営の見直しや効率化による収支改善	S×1 A×3	S×2 A×2	S×1 A×3	S×1 A×2	S×1 A×2	S×1 A×2	
3.財務内容の改善に関する事項							
(1) 経営の改善	S	S	S	S	S	S	
(2) 固定負債割合の改善							
4.短期借入金の限度額	S	S	S	S	S	S	
5.重要な財産の譲渡等							
6.剰余金の使途							
7.その他業務運営に関する事項							
(1) 人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2) 医療機器・施設設備に関する事項							
(3) 再編成業務の実施							
(4) 機構が承継する債務の償還							

2. 府省評価委員会による平成23年度評価結果(H24.8.23)(主なものの要約)

(1) 総合評価

(総合評価の内容)
<ul style="list-style-type: none"> 診療事業では、引き続き、地域連携クリティカルパスの実施や紹介率・逆紹介率の着実な向上、地域医療支援病院の増加など、地域医療への取組を一層強化し地域医療に大きく貢献しているほか、質の高い医療を提供するため、医療の標準化の推進や臨床評価指標の改善と公表に取り組み、また、重症心身障害や筋ジストロフィー、結核などの政策医療にも着実に取り組んでおり、セーフティネットとしての重要な役割を果たしていることを高く評価する。 臨床研究事業では、国立病院機構のネットワークを活かした臨床研究活動やEBM(根拠に基づく医療)の推進に向けた取組が確実に進捗しているほか、質の高い治験の推進に向けた取組も大いに実績を上げており、これを高く評価する。 教育研修事業では、高度な看護実践能力を持ちスキルミックスによりチーム医療を提供していくことのできる看護師を養成するため、国立病院機構勤務の医師が参加したカリキュラムの作成をはじめ、医師が臨床教授として学部や大学院の臨床実習等を指導するとともに、東京医療センターを主たる実習施設とするなど国立病院機構が主体となった体制を構築し、クリティカル領域の診療看護師(JNP)の育成に取り組んでいることを高く評価する。 全体として国立病院機構の設立目的に沿って適正に業務を実施したこと、中期目標の達成に向けて着実な進展が見られたことを高く評価する。今後とも、患者の目線に立った良質な医療と健全な経営とのバランスがとれた一層の取組と、国立病院機構の役割等を踏まえ、全国144病院のネットワークを活用して積極的に国の医療政策として国立病院機構が担うべきものの向上を図る姿勢を期待したい。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
診療事業	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年度は、機構病院の院長等を委員とした臨床評価指標評価委員会において、①臨床評価指標としての適切性、②DPCデータやレ 	<ul style="list-style-type: none"> クリティカルパスについて、実施件数が中期計画に掲げた目標を達成しているものの、引き続き各病院等でその普及、改善に取り

		<p>セプトデータからの抽出可能性等の視点から、医療の質の改善に向けた活動を行いやすいプロセス指標を中心として計測することとした87指標(案)について「診療情報データベース(MIA)」(平成22年10月より運用)により、全144病院を対象として、平成22年度のDPCデータ及びレセプトデータを用いて計測・分析を行った。指標については、評価できる症例数が少ないもの、システム上データ収集が充分に行えないもの等について再度検討した結果、70指標(プロセス指標として、疾患特異的指標46、セイフティネット系指標14、疾患横断的指標3、アウトカム指標として、疾患特異的指標4、疾患横断的指標3)を確定し、計測・分析結果を平成24年3月に公表した。</p> <p>など</p>	<p>組んでいることを高く評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、EBMの推進に向けた取組として、新たな臨床評価指標を作成し・公表するとともに、他の医療機関においても同様の指標が作成できるよう計測マニュアルを作成・公表する取組を高く評価する。その他、長期療養者をはじめとする患者のQOLの向上に資する取組を評価する。
臨床研究事業	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> 平成22年度においては、厚生労働省の要請を受けて「沈降インフルエンザワクチンH5N1新規株による免疫原性・交叉免疫性を含めた追加接種効果に関する研究」(2課題、対象被験者計561名)を迅速に実施し、平成23年度も引き続き、備蓄された2種のワクチンを用いて「沈降インフルエンザワクチンH5N1を用いたパンデミック対応(異種株連続接種によるパンデミック想定株を含む幅広い交叉免疫性の獲得、1回接種による基礎免疫誘導効果研究及び安全性確認試験)の研究」(3課題対象被験者数1,231名)を実施し、国の新型インフルエンザ(H5N1)ワクチンの備蓄方針決定に不可欠な情報収集を行った。 治験実施症例数については、4,675例(対平成20年度(4,259例)比10%増、ただし、医師主導治験166例を除く。)となり、平成20年度と比べて増加している。なお、治験等受託研究に係る請求金額については、平成20年度(48.33億円)と比較して増加している。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> EBM推進のためのエビデンスづくりとして、国立病院機構のネットワークを活用した大規模臨床研究が順調に進展している。特に、新型インフルエンザ(H5N1)ワクチンに関する研究を行い、国のワクチン備蓄方針決定等に不可欠な情報収集を実施するなど、ワクチンに係る有効性・安全性の情報収集において重要な役割を果たしたことを高く評価する。また、治験について、医師主導治験の体制整備、難易度の高い治験の積極的実施、さらに、平成21～23年度の承認医薬品の5割の治験に関わるなど、ドラッグラグ解消に向けた治験の推進を行ったことを高く評価する。
経営の改善	3(1)	<ul style="list-style-type: none"> 平均在院日数の短縮による上位基準の取得、新規患者の増加等の経営改善に向けた努力を積極的に実施した結果、経常収支458億円、経常収支率105.4%の黒字となり、年度計画における経常収支率105.0%を超える収支率をあげた。 <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> 機構発足以来8期連続経常収支黒字、さらには経常利益458億円を計上するなど特段の実績をあげたことを高く評価する。また、個別病院毎の経営改善計画の総括を行い、更なる病院改革による経営の再建、改善に努めていることを評価する。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成23年度評価に関する意見(H25.1.21)(個別意見)

- 該当なし